

## 第27回大垣市景観遺産審議会 会議録

<p>日 時：平成30年7月6日（金） 15時00分から16時35分まで</p> <p>場 所：大垣市役所 東庁舎3階 大会議室</p> <p>議 題：大垣市景観遺産及び景観自慢の指定について ほか</p> <p>出席委員（敬称略）</p> <p style="padding-left: 20px;">溝口 正人（会長）、高木 朗義（会長代理）、鈴木 隆雄、杉原 重明、森川 賢治 <span style="float: right;">【計5名】</span></p> <p>市及び事務局</p> <p style="padding-left: 20px;">關 琢磨（都市計画部長）</p> <p style="padding-left: 20px;">加代 徹（都市計画課長）</p> <p style="padding-left: 20px;">不破 雅裕（都市計画課景観整備グループ主幹）</p> <p style="padding-left: 20px;">日比野 智文（都市計画課景観整備グループ）</p> <p style="padding-left: 20px;">吉田 知克（都市計画課景観整備グループ）</p> <p style="padding-left: 20px;">竹中 稔（文化振興課文化財保護・活用推進グループ主幹）</p> <p style="padding-left: 20px;">松井 靖典（文化振興課文化財保護・活用推進グループ） <span style="float: right;">【計7名】</span></p>	
事務局 (都市計画課長)	<p style="text-align: center;">（開始時刻 15:00）</p> <p>※開会にあたって委員の過半数出席による会議の成立を報告。</p> <p>※都市計画部長あいさつ（略）。</p> <p>※議事進行は、大垣市景観条例施行規則第39条第2項の規定により、会長が会務を総理することとなっているため、以降の議事は会長が執り行うことを報告</p>
会 長	<p>※本日の審議会は、景観遺産・景観自慢の指定候補物件の選考ということで、資料には個人に関する情報なども含まれており、大垣市情報公開条例第6条に定める非公開情報についても審議することになるため、本審議及び今後の審議についても同様に非公開とすることを報告。</p> <p>※議事録署名者として、高木委員を指名</p> <p>※【資料1】、平成30年6月26日付け「大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定について（諮問）」を報告。</p> <p>※議事（2）「大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定について」に移行。事務局に対し説明を要請。</p>
事務局 (都市計画課主幹)	<p>※【資料2】により景観遺産・景観自慢の指定基準について、【資料3】により景観遺産・景観自慢の候補物件に関し説明。</p>

<p>会 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ありがとうございました。</li> <li>・議事（２）について事務局より説明していただきました。</li> <li>※事務局の説明を補足。応募物件２件、過去審議物件１５件を確認し、添付資料の内容を説明。</li> <li>・何かご意見、ご質問等がございましたら、ご発言願います。</li> </ul> <p style="text-align: center;">《 質疑応答 》</p>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観自慢制度の創設以前の物件を見直す再審議にあたり、優先順位はどう考えていますか？過去の審議内容で、指定基準に惜しい物件から優先審議とするべきではないでしょうか。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回、過去物件を再審議する上において、当時の評価が必要であると考え、事務局に資料をお願いしたところです。</li> <li>・資料は、過去諮問物件の全てを掲載いただいておりますが、全てが再審議対象ではありませんが、やはり、現地審査の履歴のある物件等を、優先に進めるという見方がありますが、そのあたり事務局はどのように捉えているのでしょうか。</li> </ul>
<p>事務局 (都市計画課担当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観自慢制度の創設以前の物件について、順次、ご審議をお願いするもので、当時の評価内容等を考慮した優先順位付けはしておりません。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必ずしも、過去審議の評価が高かったものを審議対象としているわけではないのですね。</li> </ul>
<p>事務局 (都市計画課主幹)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まず、参考資料は当時の過去審議対象物件全てを記載しており、既に指定された物件等は取り除く必要があります。実際に過去物件とし再審議いただく総数は１３８件です。</li> <li>・また、ご意見いただきました再審議物件における優先順位については、過去審議内容等を選定の参考とさせていただきます。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局が提示した 138 件の過去審議物件の再審議は、当時制度がなかった景観自慢に相当する物件の拾い上げや、経年等により改めて見直すと景観遺産に相当する物件も想定されるため、意義があると認識しておりますが、再審議を行うにあたって、過去の審議内容を反映したい思いもあります。</li> </ul>
<p>事務局 (都市計画課主幹)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去審査記録ですが、現場審査対象物件については、ある手度詳細な記録がございますが、書類審査のみの物件に関しては、記録が十分でない為、評価順での優先順位付けがしづらい面がございます。</li> </ul>

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去審議において、書類審査で終了し現地審査に至らなかった案件は、評価が低く、優先順位が低いと捉えてもよいのではないのでしょうか。</li> <li>・ある程度詳細な記録が残っている点も踏まえ、現地審査の履歴がある物件を優先的に再審議していく、という考えはどうでしょうか。</li> <li>・当時なかった景観自慢相当の物件を拾い上げるということに合致すると思われます。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先すべき対象物件を考慮することで、指定できる物件を早め早めに指定することが重要だと思います。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まず、現地審査まで至ったものを優先に、次に◎等の評価付けを基に、審議内容に基づく順位付けをして、過去審査のおさらいをするという形が良いのではないのでしょうか。委員の皆様はどうお考えですか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去審議物件の優先順位付けをするのでしたら、もともと再審議をしようと考えていた物件すべてを対象として優先順位付けをする方が、筋が通っていると思います。</li> </ul>
事務局 (都市計画課担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もともと再審議を検討しておりました景観自慢制度創設以前の過去審議物件につきましては、今回説明しました138件がすべてとなります。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりました。では、過去審議物件138件の中で、現地審査をした物件を優先的に審議していく方向ではどうでしょうか。</li> </ul>
事務局 (都市計画課主幹)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回、再審議をお願いしようとした物件につきましては、ご意見いただいた優先順位付けはしておりません。そこで、委員の皆様のご意見を参考に、過去審議物件に関する審議対象物件を精査し、それに伴い諮問内容の変更を検討したいと考えております。</li> <li>・つきましては、改めて精査の参考に、改めてご意見を伺いたいと思いますので、ご承知願います。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市より諮問内容の変更という話がでましたので、流れを整理します。新規応募物件、及び前年度からの継続審議物件は、これから審議を始めたいと思います。</li> <li>・過去物件の再審議については、対象物件を精査とのことですので、これに関する質疑は一旦終了とします。</li> </ul>
<p>《 物件審議 》</p>	
委員	<p><b>【応募-1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛称がついているがどのような経緯で愛称がついているのでしょうか。</li> </ul>

委員	<p>設計やデザインの経緯についても確認したいですね。形としては当時流行ったもので数はたくさんありますね。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浅中公園は市の管理ということですね。現地審査をするということでしょうかと思いますが、愛称をつけられた経緯やデザインの経緯、設計者などについて、市の管理ということもあるため、一度確認をお願いします。</li> </ul>
委員 委員 委員 委員	<p><b>【応募-2】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西之川に同様の河間がなかったでしょうか。</li> <li>・この規模でというのは珍しいということなのですね。</li> <li>・他にもあるのではということでしたが、その場所の写真を見たいですね。</li> <li>・類似の例があるのかないか確認していただき、資料をそろえていただきたいですね。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほかに3箇所ぐらいあったのではないのでしょうか。西之川と草道島にもあったと思います。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西之川は自然のままではなかったはずですが。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そうですね。自然のままではなかったですね。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もともとはどのようなものだったのでしょうか。囲われていたのですか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土のままで囲われていないものとなっております。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川の水源となっているようなもので、いくつかの河間から湧き出る水が集まって川となるようなものですね。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般に思い浮かべるような川の源流が平野部に湧き出しているようなものなのですね。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かつては小さな河間が集まって真水が湧き出る池みたいになってハリヨをよく見かけていました。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハリヨの話がでましたが、かつて風景資産として指定した西之川のハリヨの池広場との違いは何でしょうか。河間と自噴泉との違いは視点の違いということでしょうか。類似例を含めて、現地審査を行うこととしましょう。</li> </ul>
委員	<p><b>【応募-15】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそもここはどういう家なのでしょう。普通の家には見えないのですが。屋敷構えなどみてもかなり立派なものと思います。実際に現地を拝見し、屋敷の様子を見たいですね。</li> <li>・名称として〇〇家住宅という形にしてはどうでしょうか。</li> <li>・審査としては門のみということになりますが、現地を拝見した上で屋敷全体を評価したいと思います。</li> </ul>
委員	<p>※現地審査を行うものを応募物件では1番、2番に、再審議物件の中では15番にすることを決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・続きまして、今後の日程について、議事(3)のその他にて、事務局に説明いただきたいと思います。</li> </ul>

<p>事務局 (都市計画課主幹)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは事務局よりご説明お願い致します。</li> <li>・ スケジュールを説明する前に、今回のご意見を参考とした諮問内容の変更の検討について、簡単に伝えさせていただきます。過去審議物件の中で、現地確認した物件を優先的に審議するような方法を検討いたしますので、委員の皆様に変更して意見を伺わせていただきます。意見はメール等で後日伺うこととなるかと思っておりますので、ご承知ください。それでは、今後のスケジュールの説明をさせていただきます。</li> </ul> <p>※今後のスケジュールについて【資料4】により説明。</p> <p>※現地調査及び次回審議会について日程を調整。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他、何かご意見、ご質問はございませんか。</li> </ul> <p style="text-align: center;">(意見・質問なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、本日予定されている議案は以上でございます。事務局にお返しします。</li> <li>・ ありがとうございました。</li> <li>・ それではこれもちまして、第27回大垣市景観遺産審議会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(終了時刻 16:35)</p>
<p>配布資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問書(写) <span style="float: right;">【資料1】</span></li> <li>・ 大垣市景観遺産・景観自慢の指定基準について <span style="float: right;">【資料2】</span></li> <li>・ 大垣市景観遺産・景観自慢候補物件一覧 <span style="float: right;">【資料3】</span></li> <li>・ 今後のスケジュールについて <span style="float: right;">【資料4】</span></li> </ul>

※資料3は内容が個人情報等に関わる内容のため、非公開としています。